



2020年5月13日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL : www.beatholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
松田 元
(東証第二部 コード番号 : 9399)
連絡先 経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

第三者割当による新株式及び行使価格修正条項付新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、以下の通り、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び行使価格修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、第三者割当による本新株及び本新株予約権の発行を併せて「本第三者割当」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【本新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	2020年5月29日（金）
(2) 発行新株式数	普通株式 700,000株
(3) 発行価額	1株につき85円
(4) 調達資金の額	59,500,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により株式会社TKコーポレーションに全株式を割当てます。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。



【本新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2020年5月29日（金）
(2) 新株予約権の総数	83,000個
(3) 発行価額	総額10,956,000円（本新株予約権1個につき132円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：8,300,000株（本新株予約権1個当たり100株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は8,300,000株です。
(5) 資金調達額	791,156,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額：94円 上限行使価額はありません。 下限行使価額：47円</p> <p>行使価額は2020年5月30日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、上記通知がなされた日以降、当該修正日価額に修正されず。但し、修正日に係る修正後の価額が47円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合となる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全部を株式会社TKコーポレーションに割り当てます。



<p>(8) その他</p>	<p>当社は、割当予定先である株式会社 TK コーポレーション（以下「割当予定先」といいます。）との間で、新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の新株予約権買取契約において、以下の内容を合意する予定です。</p> <p>① 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先の新株予約権買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡するものとする。</p> <p>② 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権により交付されることになる発行会社普通株式の数の合計が、上場株式数の 10%を超えることとなる本新株予約権の行使を行わないものとする。</p> <p>詳細については、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置」をご参照ください。</p>
----------------	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（10,956,000 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（780,200,000 円）を合算した額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。



2. 募集の目的及び理由

2020年2月14日付開示資料「新規事業の事業計画変更及び第三者割当による2種類の行使価額修正条項付新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」（以下「2月14日付開示資料」といいます。）にて開示の通り、当社では、今後、ブロックチェーン技術を利用したCrypto Messenger & Wallet（以下「CMWT」といいます。）

（注）、及び健康医療分野でのエコシステムの運営を可能にするブロックチェーン技術を利用したソフトウェア（以下「HCBE」といいます。）の開発・提供を中核事業とし、速やかな事業立ち上げを図ると共に中長期的な成長を目指すこととしております。

（注）下記基本機能を有する暗号化メッセージングソフトウェアです。

- －端末間における暗号化されたメッセージング機能
- －盗聴防止のため暗号化された音声データへの変換機能
- －仮想通貨の財布機能（現時点では、ビットコインのみに対応）
- －管理者による大規模コミュニティの効率的運営を可能とするコミュニティ機能
- －ブロックチェーン利用による匿名性の確保

しかるに、2018年10月10日にマッコリー・バンク・リミテッド（本店：Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia、代表者：Shemara Wikramanayake, Managing Director and Chief Executive Officer）に対して、第三者割当により2種類の行使価額修正条項付新株予約権（以下「マッコリー新株予約権」といいます。）を発行し、当該新株予約権の行使により調達した資金及び手元資金による事業展開を図りましたが、2018年10月当時予定していた資金調達額5,111百万円に対し本年5月12日までに実際に調達できた金額は1,385百万円と、当社普通株式の株価低迷により十分な資金が調達できなかつたため、2月14日付開示資料に記載の通り、2018年10月当時の資金調達及び事業計画を大幅に縮小せざるを得ない状況となりました。この間、2018年12月期、2019年12月期とも最終赤字を計上、かつ営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの合計は2018年12月期が△366百万円、2019年12月期が△910百万円と大幅な支出超過となり、これを財務調達で補わねばならない局面が継続しておりました。ご参考まで、2019年12月期の当社の連結ベースにおける現金及び現金同等物の期末残高は、640百万円（5,840千米ドル）（注）です。

（注）2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）1米ドル＝109.56円にて換算したものです。

なお、2月14日付開示資料に記載のマッコリー新株予約権の行使により調達した資金の使途への充当済金額（2020年3月31日現在）は、以下の通りです。

CMWT 事業：

	具体的な使途	金額（注1） （百万米ドル（百万円））		支出予定時期
①	研究開発費 （充当済金額）（注2）	7.9 7.9	(862) (862)	2018年10月から2020年12月
②	オペレーション （充当済金額）（注2）	0.2 0.2	(22) (17)	2018年10月から2020年12月
③	事業開発 （充当済金額）（注2）	0.4 0	(44) 0	2019年12月から2020年12月
④	弁護士等専門家費用 （充当済金額）（注2）	0.2 0.2	(22) (15)	2020年1月から2020年12月
⑤	マーケティング費用 （充当済金額）（注2）	0.9 0	(98) 0	2020年1月から2020年12月



⑥	運転資金 (充当済金額) (注2)	2.5 0.8	(272) (84)	2020年1月から2020年12月
	合計(注3) (充当済金額) (注2)	12.1 9.1	(1,320) (978)	

(注1) 日本円に換算するレートは、1米ドル=108.83円(2020年3月31日現在)株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(仲値)を使用しております。

(注2) 2020年3月31日現在までに充当した金額となります(2019年12月に取得したCMWTソフト及び2020年2月に取得したSNSソフトの対価を含みます)。

(注3) 2020年2月14日現在において、マッコーリー新株予約権が全て行使されたと仮定し、調達し得ると想定した合計額です。

HCBE 事業:

	具体的な使途	金額(注4) (百万米ドル(百万円))		支出予定時期
①	研究開発費 (充当済金額) (注5)	1.3 1.3	(143) (143)	2018年10月から2019年12月
②	オペレーション (充当済金額) (注5)	0.2 0.2	(22) (22)	2018年10月から2019年12月
	合計 (充当済金額) (注5)	1.5 1.5	(165) (165)	

(注4) 日本円に換算するレートは、1米ドル=109.56円(2019年12月30日現在)株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(仲値)を使用しております。

(注5) 2019年12月31日現在までに充当した金額となります。マッコーリー新株予約権の行使により調達した資金をHCBE事業に対して上記以上に使用する予定はありません。

こうした中、当社としては、早期の事業立ち上げに不可欠の先行投資であるとの認識の下、2019年12月27日付CMWTソフトウェア取得(取得価額5百万米ドルを同日付支払い済み)、並びに本年2月27日の付SNSソフトウェアの取得(取得価額2.5百万米ドルを同日付支払い済み)及び当該SNSソフトウェアのブロックチェーン化のため追加開発委託(追加開発対価2.5百万米ドルを本年5月28日付支払予定)を実施しましたが、反面、これらにより2月14日付開示資料記載の事業計画縮小を経てもなお、直近、運転資金調達の必要性が生じるところとなっております。

一方、CMWT事業においては、CMWTアプリを市場投入するに際してのマーケティング関連費用のほか、2月14日開示資料4ページに記載の通り、現在、ビットコインのみに対応している財布機能に関し、ビットコイン以外の仮想通貨等複数種類のトークンや企業等の発行するポイントやクーポン等の格納にも対応する追加開発のための資金や、上記ブロックチェーン化完了後のブロックチェーンSNS(以下「BCSNS」)アプリを当該アプリ単体で利用するのみでなく更なる追加開発によりBCSNSとCMWT両アプリをユーザ各位に対し一体供給していくための資金の調達も不可欠な状況にあります。

なぜなら、メッセージングソフトとSNSソフトとの一体提供は、米国や我が国で広く普及している類似の既存アプリでは既に一般化しているため、当社としてもこの流れに追随することは勿論、両アプリを各々ブロックチェーン上で動作させることにより情報の偽造・改ざん等を回避し、かつ複数種類のトークンやポイント/クーポンを格納可能な財布機能を搭載することにより、先発の類似アプリに対する比較優位性・競争力を確保することが早期の事業立ち上げと投資回収に必須であると判断したためであります。



加えて、当社としては、2018年10月以降、CMWT事業と並ぶ中核事業として標榜してきたHCBE事業において根幹をなす基礎システムの開発についても喫緊の課題であると認識しており、上記の通り当面の運転資金を確保しながらCMWTアプリの機能拡充及びBCSNSソフトとの一体運用化を実現した上で遅滞なく実施していく所存であり、このための事業資金調達も必須のものとなっております。

なお、①CMWTの単体マーケティングや財布機能拡張に向けた追加開発、②CMWTとBCSNSの一体提供に向けた追加開発、③HCBE基礎システムの開発の3プロジェクトは、いずれも外部に開発委託の予定です。委託先は、現時点においては未定ですが、①・②については、CMWT・BCSNSソフトを開発したオウケイウェイヴグループを軸に検討中です。

以上、当社では、上記の状況及びその他の手段による資金調達が現実的でなかったことを踏まえ、本第三者割当により資金を調達することといたしました。今回は、後記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」の通り、本第三者割当により調達した806,480千円のうち約26%を本年6月以降2021年2月28日までの運転資金に、残額を上記3プロジェクトに、各々充当いたします。



3. 資金調達方法の概要及び選択理由

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社の限られた資金調達方法の中で、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、今後の事業戦略の実行と経営再建を確かなものとするという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。なお、本資金調達の一部を株式とした経緯としましては、当社としては、発行時に調達が可能となる株式による調達を前提として、今般の割当予定先と協議しました結果、割当予定先から5千万円程度であれば、新株式での新株式の発行を引き受ける旨の回答を得たことから、本新株式の発行株数を決定することとし、また、当社の資金充当額に不足する部分については、新株予約権による発行による資金調達とすることといたしました。

(1) 本新株予約権の概要

本資金調達のうち、本新株予約権による資金調達は、以下の特徴があると考えております。

(i) 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で権利行使価額が修正されます。

- ① 本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日終値と同値の94円となっております。
- ② 行使価額は権利行使日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正されます。ただし、当該金額が52円を下回る場合、47円が行使価額の下限となります。
- ③ 修正される行使価額の範囲につき下限値を設定しており、下限行使価額は当初行使価額の50%です。行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使がされやすく、当社の資金調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 行使に際して発行される株式数の固定

本新株予約権は、上記(i)の通り、行使価額は修正されますが、本新株予約権1個当たりの発行株数は100株と固定されており、本新株予約権の権利行使に伴う発行株数8,300,000株は修正されないことから、希薄化率は21.46%(本新株予約権の行使により交付される株式の議決権のみを考慮した希薄化率となります。)と固定されており、今後の当社株価の下落等の要因によっても発行する株式数に変更はなく、希薄化率は一定となります。

なお、行使期間中に全て行使されない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は、発行される株式数が減少いたします。

(iii) 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です(当社の要請による取得)。

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、当該取得日の2週間日前までに通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり132円で取得することができます。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。



(v) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能で（本新株予約権者の要請による取得）。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の払込期日以降、いずれかの取引日において、当社株価の終値が15取引日連続して下限行使価額の47円を下回った場合には、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができるものとします。なお、当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して3取引日目の日において、発行価額と同値の本新株予約権1個あたり132円の価額で、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。
- ② ただし、割当予定先からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(vi) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 新株予約権買取契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の新株予約権買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

なお、本新株予約権による資金調達には、以下のメリットがあると考えております。

- ① 当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。
- ② 新株予約権の発行であれば、権利行使期間にわたった行使が平準的に行われることが想定されることから、新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。
- ③ 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、調達することのできる金額も増加すること。
- ④ 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり132円で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能であること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

- ① 本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。
- ② 本新株予約権には取得請求権が付されていることから、割当予定先による取得請求権の権利行使条件に該当し、更に取得請求権が行使された場合、又は当社株価が下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあること。なお、割当予定先は、本新株予約権の払込期日以降、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、当社はこの場合、当該書面が到達した日の翌取引日から起算して3取引日目の日において、本新株予約権1個あたり132円の価額で、当該取



得請求に係る本新株予約権の全部を取得することとされております。しかしながら、割当予定先からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、デメリットとして挙げた前述の①はある程度緩和されるものと考えております。取得請求権が行使された場合、及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては権利行使が促進され、当社が必要とする事業資金及び運転資金の確保が可能となることから、本新株式に加え、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定いたしました。

(2) 資金調達方法の選択理由

今回調達した資金は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、主としてCMWTアプリの単体マーケティングや財布機能拡張・ブロックチェーン SNS ソフトとの一体運用に向けた追加開発、及びHCBE事業のうち基礎的なソフトウェア開発に充当することとし、これらプロジェクトを確実に完遂することにより安定収益と再投資資金の獲得を目的としております。

当該資金調達方法の選択肢としては、直接金融と間接金融、両面での検討を行いました。金融機関からの借入等間接金融については、当社2019年12月期の連結財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付されているため、現況下かかる調達は困難であると判断し、今回、間接金融手法を選択肢から外しました。

次に、資本金の調達、すなわち直接金融による資金調達（公募増資、株主割当増資、及び第三者割当増資）を検討いたしました。その際、「継続企業の前提に関する注記」は、公募増資や株主割当増資といった、広く出資者を募る方法において弊害となる可能性があり、必要とする金額の調達が困難となることが懸念されることから、選択肢から外しました。また、第三者割当につきましても、調達予定額の全部について普通株式による調達を検討したところ、結果として、候補となる相手先はありませんでした。

その中で、資金調達についての相談を行っていたGFA Capital株式会社より、今般の株式による一部調達並びに行使価額修正条項付新株予約権の提案を受け、当社としても検討並びに割当予定先との協議を図った結果、上記(1)「資金調達方法の概要」の通り、本新株式及び本新株予約権の発行を決定することといたしました。



4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	850,656千円 (7,912千米ドル) *なお、払込は円でも米ドルでも可能とされております。
	(内訳) 本新株式の発行に伴う調達	59,500千円
	本新株予約権の発行に伴う調達	10,956千円
	本新株予約権の行使に伴う調達	780,200千円
②	発行諸費用の概算額	44,176千円
③	差引手取概算額	806,480千円

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権発行に係る発行諸費用は、ファイナンシャル・アドバイザー費用 (GFA Capital 株式会社、東京都港区南青山二丁目2番15号、代表取締役高木 良) として34,026千円、価格算定費用として2,000千円 (算定機関: 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)、割当予定先及びファイナンシャル・アドバイザー等の調査費用として1,450千円、その他当社の弁護士費用 (ケイマン法に関する助言を含む。) 6,700千円の合計です。

- 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 上記差引手取概算額は、本新株式の発行価額の総額59,500千円、本新株予約権の発行価額の総額10,956千円、及び当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額780,200千円を合算した金額から、本新株式及び本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。
- 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は増加又は減少します。但し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は減少します。
- なお、上記の金額は、本新株予約権が当初行使価額の94円で全て行使された場合を想定しています。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行で調達する資金は806,480千円となり、今回の資金調達による資金の使途については、下記の通りとなります。

	具体的な使途	新株式による 調達額	新株予約権による 調達額	支出予定時期
(イ)	運転資金	56,410千円	150,070千円	2020年6月1日～2021年2月28日
(イ)	CMWTの追加開発	—	200,000千円	2020年6月1日～2021年5月31日
(イ)	CMWTのマーケティング費	—	200,000千円	2020年6月1日～2021年5月31日
(ロ)	HCBE基礎システムの開発費	—	200,000千円	2020年6月1日～2021年5月31日
	合計	56,410千円	750,070千円	

(注) 調達した資金については、(イ)→(ロ)の順に充当していく予定であり、実際に支出するまでの間は、元本保証された安全性の高い預金口座にて運用・管理してまいります。

① 運転資金

前回ファイナンスの結果、発行した新株予約権については、本書提出時点において、975,000株を除き権利行使が行われており、調達した資金1,385百万円のうち84百万円を、運転資金に充ててまいりました(注)。しかしながら、リリース予定のCMWTを競合製品比でのアドバンテージを確保し魅力ある製品とするためには下記②記載の更なる追加開発が必要となること、開発資金の不足によりヘルスケアブロックチェーンシステムの開発進捗に遅れがあること、また、昨今のコロナ禍に伴う世界的景況の悪化に伴い当社製品の潜在的顧客の投資意欲が著しく減退しているものと推定されること等から、事業収益による運転資金捻出が難しいため、今般の増資により調達した資金の一部を運転資金に充当する予定であります。なお、調達した運転資金のうち、本新株式の発行による調達資金を先に充当し、不足する金額を本新株予約権の権利行使による調達資金にて充当する予定です。



(注) 前回ファイナンスによる調達額 1,385 百万円は、複数の異なるタイミングでの新株予約権行使による調達額の累計です。うち、運転資金に充当した金額 84 百万円については、2020 年 3 月 31 日までに運転資金として費消した 775 千米ドルを、同日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場（仲値）1 米ドル=108.83 円にて換算したものです。

具体的には、当社における運転資金として、毎月およそ 23,000 千円の運転資金（人件費 7,000 千円、家賃 4,000 千円、専門家等への業務委託費 6,500 千円、宿泊交通費・保険料等その他物件費 5,500 千円）が必要となります。2020 年 6 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日の 9 か月間に運転資金として必要となる費用に対し、総額 206,480 千円を充当し、資金繰りの安定化を行います。なお、2021 年 3 月 1 日以降の運転資金については、当社事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

② CMWT の追加開発費

当社は、東南アジア及び中華圏における市場を軸とし、ブロックチェーン技術を活用した財布機能搭載型メッセンジャーアプリ CMWT を開発してまいりました。2 月 14 日付開示資料 4 ページで CMWT の「財布機能の拡充」を行っていく旨記載した通り、現時点において対応するトークンはビットコインのみであり、今後、商業化を見据え、様々な企業等事業体に CMWT をご活用いただくにあたり、各事業体が独自で発行するトークンを搭載できる機能が必須となります。具体的には、（1）トークン自動生成機能、（2）CMWT への新トークン搭載機能、（3）CMWT 上における新トークンの送受信機能が必須となるほか、前述の通り 2 月 27 日付開示資料記載のブロックチェーン SNS ソフトとの一体使用に向けた追加開発が必要となっております。CMWT に関しては、現段階では著作権の取得とベータ版のプロダクトリリースには至っているものの、未だ商業化に至っていないため、今般の増資において調達した資金のうち 200,000 千円を、全額、上記 CMWT の各機能拡充のための追加開発を委託する先への外注費に充当する予定であります。なお、今後、具体的な仕様を含む開発計画を策定していく予定であり、上記金額は、有力な発注先候補である OKfinc Ltd. から提案のあった概算見積金額によるものです。また、現時点で当社が想定する時期及び額の資金調達が実現できない場合、開発委託先に対し、支払い条件の変更や開発規模の縮小等を交渉することにより対応する方針です。

③ CMWT のマーケティング費

CMWT の商業展開においては、CMWT ユーザ数の確保が何よりも必須であり、CMWT を活用したエコシステムの検討を行う事業体の開拓はもちろんのこと、並行して CMWT ユーザ数の拡充が必須となります。CMWT のユーザ確保に向け、インターネット、広告代理店、各種メディアを活用したプロモーションや、パートナー企業等事業体との提携に伴うユーザ獲得を予定しており、今般の増資において調達した資金のうち 200,000 千円を、インターネットほか各種媒体への広告掲出費用や広告代理店への企画料その他 CMWT の各種マーケティング費に充当する予定であります。なお、今後、CMWT については、同種のアプリの普及活動において最低限確保しなければならないユーザの規模である 1 万人の利用者獲得を念頭に置き具体的なマーケティング計画を策定していく予定であり、上記金額は、（1）ユーザ 1 人当たりの獲得コストを 10 千円程度と想定した概算額 100,000 千円及び（2）その他各媒体を通じた基礎告知費用 100,000 千円の合計金額です。また、現時点で当社が想定する時期及び額の資金調達が実現できない場合、かかる広告宣伝活動の着手時期を調整し又は規模を縮小することにより対応する方針です。

④ HCBE 基礎システムの開発費

当社は、当社の有するシンガポール法人 Activate 社の有する技術ノウハウ及び顧客資産を活用し、ヘルスケアブロックチェーンシステムの開発を行うことで、ビッグデータを取得・蓄積・活用を実現する等、更なる市場領域への事業拡大を検討してまいりましたが、基礎モジュールとなるシステム開発、ビッグデータ連携の可否、セキュリティ・脆弱性診断の検討が遅延により現段階では完成しておらず、早急な事業進捗が必要な状況です。まずは、ヘルスケアブロックチェーンの基盤となるオープンなネットワークの選定とプラットフォームの基盤を構築すること、また、当該プラットフォームを民間医療関連企業と協調しながらビッグデータ連携を図ることを目的として、早期に開発を進めてまいります。そのため、今般の増資において調達した資金のうち 200,000 千円を、①一般ユーザが複数のデバイスを通じ自分自身で容易にライフログ・ヘルスデータログを蓄積・管理可能なソフトウェアの開発を外部委託、②上記用途に適した IoT 技術ベースのスマートウォッチほか計測デバイスを外部ベンダーから購入、③データ真正性・改ざん対策を踏まえたブロックチェーンネットワークとデータベ



ースセキュリティのための分散ストレージ領域の購入による確保等、ヘルスケアブロックチェーン基礎システム開発に充当する予定であります。なお、現時点においては、ソフトウェアやデバイスの仕様等が具体化されていないため、上記金額は、本年 2 月に購入した SNS ソフトウェアの基礎開発部分 2.5 百万米ドル (267.38 百万円) よりやや小さめの開発規模を念頭に置いた概算の金額です。また、現時点で当社が想定する時期及び額の資金調達の実現できない場合、上記システム開発等の着手時期を調整し又は規模を縮小することにより対応する方針です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本日現在の当社の発行済の普通株式及び優先株式の総数に係る議決権の総数は、38,675,914.79 個 (自己株式等はありません。) で、本新株式の発行及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は 9,000,000 個であり、希薄化率は最大 23.27% となり、既存株主の議決権比率の低下が生じます。しかしながら、本新株式発行及び本新株予約権により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、事業資金確保による収益向上及び資金繰りの安定化を図れることから、当該資金使途は株主価値の向上及び 1 株当たり利益の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

① 本新株式発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日 (2020 年 5 月 12 日) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 94 円を基準とし、1 株につき 85 円 (ディスカウント率 9.57%) といたしました。当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の終値の平均値である 92.78 円に対しては (8.38% のディスカウント)、直前 3 ヶ月間の終値の平均値である 88.78 円に対しては (4.25% のディスカウント)、直前 6 ヶ月間の終値の平均値である 120.82 円に対しては (29.65% のディスカウント) となります。本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと、本日、取締役 3 名全員が判断しております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 (東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役能勢 元) に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提 (本新株予約権の行使価額、本新株予約権の行使可能期間、当社普通株式の株価 (94 円)、ボラティリティ (112.59%)、リスクフリーレート (0%)、配当率 (0%) を置き、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該機関が上記前提条件をもとに算定した評価額 (本新株予約権 1 個につき 132 円) を参考に、割当予定先と協議を経て、2020 年 5 月 13 日、取締役会決議において、本新株予約権の 1 個の払込金額を上記評価額と同額の 132 円と決定いたしました。また、本新株予約権の当初行



使価額は、発行決議日の直前取引日（2020年5月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（94円）とし、その後の行使価額は、修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である47円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%）を下回ることはありません。当初行使価額は、発行決議日の直前取引日までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値92.78円に対して1.32%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値88.78円に対して5.88%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値120.82円に対して22.20%のディスカウントとなります。当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価算定手法として一般的に用いられるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、これにより算定した本新株予約権の発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であり、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値94円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

なお、本新株予約権の発行価額が有利な金額による発行に該当しないことを含む適法性につきましては、独立社外取締役にて構成される監査委員会が適法であると判断する旨の意見書を取締役に提出のうえ、本日、取締役3名全員が当該発行価額は特に有利な金額による発行に該当しないことを含め適法であると判断する旨の意見を表明しております。

当該意見の基礎となる判断要素として、本新株予約権の発行価額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であること、また、行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行の場合についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額に修正され、取締役会決議の直前取引日の終値を当初行使価額とするため、新株予約権の発行価額については適正価額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本日現在の当社の発行済の普通株式及び優先株式の総数に係る議決権の総数は、38,675,914.79個（自己株式等はありません。）で、本新株式の発行及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に



係る議決権の数は 9,000,000 個であり、希薄化率は最大 23.27%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえません。

一方で、CMWT アプリの単体マーケティングや財布機能拡張・ブロックチェーン SNS アプリとの一体提供に向けた追加開発、及び HCBE 事業のうち基礎的なソフトウェア開発は、上記「2. 募集の目的及び理由」で記載の通り、速やかな事業立ち上げと共に今後の中長期的成長を確実なものとし、当社の企業価値を高める上で不可欠であると考えています。これらの事業の開発に要する資金の見込みは上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の通りですが、同額を本新株式及び本新株予約権の発行で調達する場合には 9,000,000 個の発行が必要です。

従いまして、本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化率は高いものの、その発行が当社の企業価値増大に不可欠な資金調達であること、本資金調達により CMWT・HCBE 両事業を拡大し中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

別紙発行要項第 14 項に記載の通り、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利として取得条項が付されております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2020 年 5 月 13 日現在)

(1) 名 称	株式会社 TK コーポレーション
(2) 所 在 地	東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー4 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 木内 孝胤
(4) 事 業 内 容	経営コンサルティング業
(5) 資 本 金	100 万円
(6) 設 立 年 月 日	2013 年 8 月 30 日
(7) 発 行 済 株 式 数	20 株
(8) 決 算 期	6 月
(9) 従 業 員 数	2 名
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	木内孝胤 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	



決算期	2017年6月末	2018年6月末	2019年6月末
連結純資産	△3,108千円	△1,655千円	4,727千円
連結総資産	4,543千円	7,970千円	12,947千円
1株当たり連結純資産	△155,414.00円	△82,787.05円	236,369.75円
連結純収益	15,614千円	22,296千円	26,346千円
連結営業利益	180千円	1,516千円	7,537千円
連結当期純利益	171千円	1,452千円	6,383千円
1株当たり連結当期純利益	8,572.60円	72,626.95円	319,156.80円
1株当たり配当金	—	—	—

(注) 当社は、割当予定先から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社チヨダ STS(東京都中央区日本橋富沢町 4-10 代表取締役水田旭)に調査を依頼し、割当予定先及び割当予定先に対し貸付金を供与している木内昭胤氏(割当予定先の代表取締役である木内孝胤氏の実父)、並びにフィナンシャル・アドバイザー会社である GFA Capital 株式会社及び同社親会社 GFA 株式会社の代表取締役である片田朋希氏が反社会的勢力等に該当しないことを確認するほか、割当予定先については、免許証等による本人確認及び割当予定先の所在地がレンタルオフィスであったためかかるオフィスの賃貸借契約も確認の上、当社は割当を受ける者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。以上の通り、割当予定先は反社会的勢力等と一切の関係が無いことから、割当予定先として問題がないものと判断いたしました。

(2) 割当予定先を選定した理由

「3. 資金調達方法の概要及び選択理由の (2) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り、当社グループとして CMWT・HCBE 両事業の迅速な立ち上げと更なる成長に必要な事業資金調達を検討していたところ、当社最高経営責任者の松田元と、松田が企業の M&A やファイナンスの戦略等の立案で兼ねてから親交のあった GFA 株式会社(本店：東京都港区南青山二丁目 2 番 15 号 代表取締役：片田朋希)の代表取締役片田朋希氏に 2020 年 2 月初旬に相談を行ったところ、同社の 100%子会社である GFA Capital 株式会社の紹介を受けました。その上で資金調達方法の協議を行ったところ、割当予定先の候補として、株式会社 TK コーポレーションの木内孝胤氏の紹介を受けたものです。片田氏によれば、木内氏は元々外資系証券会社の出身で投資事業についての業界経験も長く投資家としての実績が豊富であられるほか、資産背景にも問題ないとのことで、当社としても本年 4 月以降、同氏の風評等も調査の上、片田氏ご推薦の通り適切な投資家候補であると判断いたしました。なお、本資金調達の一部を株式とした理由としましては、当社としては、発行時に調達が可能となる株式による調達を前提として、今般の割当予定先と協議した結果、割当予定先からであれば新株式の発行を引き受ける旨の回答を得たことから本新株式の発行株数を決定することとし、また、当社の資金充当額に不足する部分については、新株予約権による発行による資金調達とすることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有



方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先との協議において、本新株式及び本新株予約権の行使より取得する当社株式については、割当予定先が市場の状況等を勘案し市場売却等の方法により適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。

なお、当社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%（注）を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じます。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者が更に第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、新株予約権買取契約で合意します。また、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させることといたします。

（注）有価証券上場規程施行規則第 436 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、マッコーリー新株予約権（詳細は上記「2. 募集の目的及び理由」及び下記「11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況」をご参照ください。）がその行使期限である本年 10 月 9 日までに未行使のまま残存する場合（現時点における未行使分は 975,000 株相当）、上記「10%」の算定に際し、分母となる上場株式数については 2018 年 10 月 10 日時点の上場株式数である 26,650,814.79 株により、分子については本新株予約権及びマッコーリー新株予約権の行使数量分を合算した数値により計算することとなります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先である株式会社 TK コーポレーションから、2020 年 5 月 8 日及び 2019 年 7 月 1 日現在の同社名義の預金通帳の写し、並びに同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から同社に対する 2019 年 7 月 1 日付「金銭消費貸借契約書」（金額：350 百万円、期限：2020 年 7 月 1 日、金利：年 0.5%、担保：なし）の写しを取得しており、木内昭胤氏からの借入金を原資として、2020 年 5 月 8 日現在、本新株式の発行価額及び新株予約権の発行価額の払込金額の合計額を上回る金額の現預金を保有している旨の確認をいたしました。

併せて、木内昭胤氏からの貸付金の原資が自己資金である旨を、上記 2019 年 7 月 1 日付「金銭消費貸借契約書」が締結される直前の木内昭胤氏の”預金通帳写し”及び同氏所有”不動産の登記簿謄本”を入手の上、確認しました。

新株予約権の権利行使資金につきましては、割当予定先は一度に今般の行使価額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の権利行使については、一度に 1 億円以内の範囲での権利行使を行い、取得した株式を売却し、売却資金を持って、権利行使を繰り返す方針であることの説明を木内孝胤氏より、当社最高経営責任者松田が口頭にて説明を受けております。よって、本第三者割当の払込みに問題が無いことを確認しております。



(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

(6) その他

当社は、本新株式及び本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、新株予約権買取契約を締結いたします。

① 制限超過行使の禁止

- (a) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。
- (b) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

② 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、新株予約権買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示します。

③ 取得条項

当社は、払込期日の翌日から、本新株予約権の発行要項に従って、取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。



8. 募集後の大株主及び持株比率

(2019年12月31日現在)

	氏名又は名称	住所	株式の種類	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(注)
1	LIE WAN CHIE	GREENWOOD AVENUE, SINGAPORE	普通株式	1,194,485	3.28%
2	ONE HEART INTERNATIONAL LIMITED	ROAD TOWN, TORTOLA, VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS	普通株式及び優先株式	753,978	2.07%
3	HKITAKUGUCHI	東京都中央区日本橋兜町4-2	普通株式	510,101	1.40%
4	BANK JULIUS BEAR AND CO., SGP CLIENTS	東京都中央区日本橋本石町1-3-2	普通株式	376,986	1.03%
5	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	東京都中央区日本橋3-11-1	普通株式	361,731	0.99%
6	SUZUKI NAOMI	静岡県静岡市	普通株式	312,022	0.86%
7	SUZUKI YASUO	群馬県桐生市	普通株式	285,000	0.78%
8	株式会社オウケイウェイヴ	東京都港区虎ノ門4-1-28	普通株式	275,510	0.76%
9	KANETSUKA TAKASHI	和歌山県紀の川市	普通株式	237,328	0.65%
10	CBHK-FUBON SEC CO LTD-	東京都新宿区新宿6-27-30	普通株式	235,291	0.65%
			合計	4,542,432	12.47%

(注) (i) 2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数36,445,814.79株に対する割合です。

(ii) 当社の発行済株式総数は2020年5月11日現在、38,675,914.79株であるため、仮に全部の本新株予約権を行使した場合、発行する本新株式と併せ、割当予定先の持株比率は18.88%となります。

(iii) 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る新株式数及び潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持ち株比率」を表示しておりません。

9. 今後の見通し

今般の第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の募集は、当社の資本金を増加させ、純資産を増強することで財政状態を改善するものですが、現時点では2020年12月期の連結業績に与える影響は軽微である見込みであり、重要な影響がある場合はお知らせいたします。



10. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(1) 最近3年間の業績 (連結)		2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
連結売上高	千米ドル 百万円	10,160 (1,092)	12,152 (1,307)	14,052 (1,511)
連結営業利益／損失(△)	千米ドル 百万円	△2,170 (△233)	△4,864 (△523)	△5,783 (△622)
連結経常利益／損失(△)	千米ドル 百万円	△2,454 (△264)	△5,700 (△613)	△5,455 (△587)
連結当期純利益／損失(△)	千米ドル 百万円	1,270 (137)	△16,260 (△1,748)	△10,911 (△1,173)
1株当たり連結当期純利益 ／損失(△)	米ドル 円	0.08 (8.60)	△0.72 (△77.41)	△0.25 (△26.88)
1株当たり配当金	米ドル 円	- -	- -	- -
1株当たり連結純資産	米ドル 円	0.92 (98.92)	0.24 (25.80)	0.15 (16.13)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年5月13日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数 (普通株式及び優先株式)	38,675,914.79株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	975,000株	2.52%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	975,000株	2.52%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	975,000株	2.52%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
始 値	163円	182円	70円
高 値	348円	894円	280円
安 値	158円	62円	68円
終 値	179円	72円	150円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び第二部におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2019年	2019年	2020年	2020年	2020年	2020年



	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	175	193	147	109	75	78
高 値	227	204	153	127	136	120
安 値	132	141	108	73	75	69
終 値	195	150	114	74	79	97

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2020年5月12日
始 値	97
高 値	99
安 値	92
終 値	94

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による行使価額修正条項付き新株予約権の発行（決議日 2018年10月9日）

払 込 期 日	2018年10月10日
調達予定資金の額	2,434,854千円
発行価額	合計 26,000千円
募集前における発行済株式総数	26,875,814.79株
発行新株式数	13,000,000株
募集後における発行済株式総数	39,875,814.79株
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における当初の資金使途	a. 暗号メッセージング及び財布機能事業 3,407百万円 b. 健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア取得費用 1,704百万円
発行時における支出予定時期	2018年10月から2019年12月
現時点における充 当 状 況	支出予定時期を延長し、上記資金使途に充当中



12. 発行要項

(本新株式)

1. 募集株式の種類及び株式数 普通株式 700,000 株

2. 各募集株式の払込金額 1株につき 85 円

3. 申込期日 2020 年 5 月 29 日

4. 払込期日 2020 年 5 月 29 日

5. 割当の方法 第三者割当の方法による。

6. 割当予定先及び割当株式数

株式会社 TK コーポレーション 700,000 株

7. 申込取扱場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド

住 所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

8. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan,
Hong Kong

9. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：97,090 円

増加する資本剰余金の額：59,402,910 円



(本新株予約権)

1. 本新株予約権の名称

2020年5月29日発行 ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2020年5月29日

3. 割当日

2020年5月29日

4. 払込期日

2020年5月29日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 TK コーポレーションに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 8,300,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 83,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 132 円（以下「発行価額」という。）

「円」又は「日本円」とは、日本国で通用力を有する通貨を意味する。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法



- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数に乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初94円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項に定めるところに従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正される（端数が生じた場合、1円未満の端数は切り上げる。）。更に、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の属する週の前週の最終取引日をいう。
- (2) 行使価額は、当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である47円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額（但し、第11項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} \\
 & & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。なお、調整後の行使価額は、一日のみ適用されるものとし、その後、第10項第(1)号に従い調整される。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な転換・交換可能証券の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及びデット・エクイティ・スワップ、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払



込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日にこれを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合（当社普通株式の保有者に無償で交付する場合、株式配当又は株式再分割を含む。）調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日にこれを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって（転換・交換可能証券の対価として）当社普通株式を交付する定めのある転換・交換可能証券又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。ただし、発行者又は発行者の子会社の役員、従業員若しくはコンサルタントに発行された新株予約権又はオプションを除く。）を発行又は付与する場合：

調整後の行使価額は、取得請求権付株式若しくは転換・交換可能証券の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の全部が当初の条件で行使され、当該権利が全て行使され当社普通株式の最大数が交付されるものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日にこれを適用する。

本第(2)号③は、取得請求権付株式、転換・交換可能証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）が変更され（当初の発行条件に従う場合を除く。）、当該変更後に権利の保有者が下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求することができる場合に準用する。

④当社の発行した取得条項付株式、転換・交換可能証券又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日にこれを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日にこれを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額}) - (\text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$



- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額が1株あたりの額面金額未満となった場合には、行使価額の調整は行わない。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、株式内容の変更、資本の減少、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額（下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2020年5月30日から2022年5月29日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得



- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、2週間前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 合併事由が生じた場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、3取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。「合併事由」とは、(i) 当社の合併（合併により当社存続会社となり、かつ、既発行の当社普通株式の内容に変更が生じない場合を除く。）、(ii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が他の法人等の完全子会社となる場合、(iii) 当社の事業の全て若しくは実質的に全てを第三者に譲渡する場合、又は(iv) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により全ての当社普通株式（勧誘者が保有又は支配する当社普通株式を除く。）を第三者に譲渡する買収提案若しくは取消不能な譲渡提案を承認した場合、をいう。
- (3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して下限行使価額に相当する額である47円（但し、第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して3取引日目の日において、本新株予約権1個あたりの発行価額で、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。本新株予約権者は、上記の行使請求通知の写しを、当社の顧問又は株券管理機関である、Conyers Trust Company (Cayman) Limited（住所：29th Floor, One



Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong、代表者：Christopher W.H. Bickley, Partner, Head of Hong Kong Office) に送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又は米ドルの現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1 円未満の端数を切り上げた金額とする。）（米ドルで振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、本新株予約権者が行使請求書を交付する日の直前銀行取引日の終値としてブルームバーグに表示される換算レート（該当頁が使用できない場合又は該当換算レートが当該日に表示されない場合は、当社と本新株予約権者との間で合意する、他の頁又は情報サービスベンダーが表示する換算レート、又はその他の方法で決定される換算レートとする。）で、米ドルに換算する。但し、1 米ドル未満は切り上げる。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が第 21 項記載の時間前に行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が香港時間の午後 2 時前に前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の保有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を発行価額とした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド

住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

20. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新



株予約権の行使の直後に Horsford Nominees Limited (住所：15th Floor, Standard Chartered Tower, 388 Kwun Tong Road, Kwun Tong, Hong Kong、代表者：Clement Hui Yip Lam, director) (以下「ノミニー」という。)を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構(以下「JASDEC」という。)の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午後 1 時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び/又はノミニーが 保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Conyers Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又は JASDEC の支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社最高経営責任者に一任する。

以上

(注) 本開示資料においては、特段の注記なき場合、1 米ドル=107.52 円 (2020 年 5 月 12 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場 (仲値)) にて換算しております。

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、所有する知的財産権及び技術に基づいてヘルスケア・ブロックチェーン・エコシステムの構築を含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションの開発、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンス事業を行っております。また子会社の GINSMS (トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK) を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書の情報に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を判断する投資家は、有価証券報告書を含む提出書類を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの要因が当社の実際の結果、業績又は当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示又は黙示に示される将来の結果及び業績などとは大きく異なることがあります。